



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *78 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (総務学事課)
- 公安委員会規則
 - *9 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 1100 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
 - 1101 " (")
 - 1102 " (")
 - 1103 " (")
 - 1104 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 1105 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 1106 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 1107 " (")
 - 1108 " (")
 - 1109 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 1110 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
 - 1111 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 公告
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 県議会に関する事項
 - *和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程
- 諸報
 - 拾得物件公告 (和歌山県岩出警察署)
 - " (和歌山県和歌山東警察署)

規 則

和歌山県規則第78号

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

第1条 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年和歌山県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本の額」を「資本金の額」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記第1号様式5を削り、同様式6(注)中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の額)を」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

別記第2号様式5を削り、同様式6(注)中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の額)を」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

第2条 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式4中「貯金・郵便貯金」を「貯金」に改め、同様式4(3)を削る。

別記第2号様式4中「貯金・郵便貯金」を「貯金」に改め、同様式4(3)を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は平成19年9月30日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月14日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則(平成17年和歌山県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第7号及び別

記様式第11号中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1100号

和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成17年6月1日から平成19年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年9月6日

和歌山県告示第1101号

和歌山県橋本市菖蒲谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月6日から平成19年3月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市菖蒲谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市菖蒲谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年9月6日

和歌山県告示第1102号

和歌山県橋本市御幸辻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項

の規定により公告する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成15年4月18日から平成18年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市御幸辻の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市御幸辻の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年9月6日

和歌山県告示第1103号

和歌山県岩出市新田広芝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成16年5月18日から平成19年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市新田広芝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市新田広芝の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年9月6日

和歌山県告示第1104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
御薬 2-63	村田薬局	御坊市菌120	平成 19.8.15

和歌山県告示第1105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医 73-19	小池内科	御坊市湯川町財部516-3	平成 19.9.1

和歌山県告示第1106号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30101201 49	ワークショッ ププラットフォーム	和歌山市中之島18 09	就労継続支援 B型	身体障害者	特定非営利活 動法人りとの の	和歌山市中之島1 809	平成 19.9.1	平成 25.8.31

和歌山県告示第1107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30110003 24	ふれあい工房	橋本市東家6-347- 5	就労継続支援 B型	特定無し	特定非営利活 動法人地域サ ポートセンタ ー	橋本市市協1-1-1	平成 19.9.1	平成 25.8.31

和歌山県告示第1108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30122500 43	容器・包装リ サイクルセン ター	田辺市上の山299 1-6	就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者	社会福祉法人 ふたば福祉会	田辺市文里1-15- 13	平成 19.9.1	平成 25.8.31

和歌山県告示第1109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーエバグリーン四ヶ郷店
和歌山市加納字新白297番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 2,649㎡
- 6 駐車場の収容台数
168台
- 7 駐輪場の収容台数
48台
- 8 荷さばき施設の面積
48㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
14.9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前零時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午前零時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日
平成19年8月31日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年9月14日から平成20年1月15日まで
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1110号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 実施の目的
ヨーネ病発生子防のため
- 2 実施する区域
紀南家畜保健衛生所の管轄区域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛 (搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)
- 4 実施の期間
平成19年10月1日から平成19年11月30日まで
- 5 検査の方法
エライザ法又は細菌検査

和歌山県告示第1111号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町串本字西之岡生746から748まで、字ココリ谷生750、751・752 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、792、793の7、793の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画駐車場 (10号県営大新公園地下駐車場)
- 2 縦覧場所
和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課

県議会に関する事項

和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月14日

和歌山県議会議長 中 村 裕 一

和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

第1条 和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程 (平成7年12月21日制定) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本の額」を「資本金の額」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記第1号様式5を削り、同様式6 (注) 中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額 (金銭信託については、元本の額) を」に改め、同様式6を同

様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

別記第2号様式5を削り、同様式6（注）中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の額）を」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

第2条 和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を次のように改正する。

別記第1号様式4中「貯金・郵便貯金」を「貯金」に改め、同様式4（3）を削る。

別記第2号様式4中「貯金・郵便貯金」を「貯金」に改め、同様式4（3）を削る。

附 則

この規程中第1条の規定は平成19年9月30日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年9月14日

和歌山県岩出警察署長 三原 秀 隆

物 件 （種別及び数量）	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 （封筒に在中）	平成 19年8月18日	岩出市中島 （施設内）

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年9月14日

和歌山県和歌山東警察署長 福田 憲 司

物 件 （種別及び数量）	拾得年月日	拾得の場所
現金190,000円 （封筒に在中）	平成 19年8月20日	和歌山市吉田 （施設内）